

20 不動産担保活用型提携保証

不動産担保を最大限有効活用し、超長期の取り組みが可能な保証制度です。

資格要件	(1)～(6)のすべてに該当する中小企業者 (1)業歴を1年以上有すること (2)営業上必要な許認可等を有し、適法に事業を営んでいること (3)納期限の到来した税金(所得税・法人税・事業税等)に滞納がないこと (4)保証協会の保証付き融資について延滞等の債務不履行がないこと (5)保証協会の求償権先で、協会に対する求償債務が残っていないこと (6)法人については①、個人については①または②のいずれかに該当していること ①申込直前期決算における保証料区分が第4区分以上(一律料率適用先は除く)であること ②申込直前期の申告において申告所得100万円以上計上していること
資金用途	事業資金(運転・設備・返済)
保証限度額	2億円
保証期間	一括返済:1年以内 均等分割返済:20年以内(据置期間1年以内) ※建物新築資金の場合、30年以内となります。
保証割合	責任共有対象(80%保証)
貸付金利	金融機関所定利率
返済方法	一括返済または均等分割返済
担保	不動産担保が必要となります。 なお、担保設定順位が協会第1順位(条件担保の場合、協会優先充当に限る)の不動産担保を含むこととし、不動産担保評価額は、協会所定の評価方法に基づく評価額を80%で除した額とします。
連帯保証人	必要となる場合があります。ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則不要 ※一定の要件を満たす場合に経営者保証を不要とする取り扱いが可能です。 詳細は「 経営者保証を不要とする取り扱いについて 」をご覧ください。
保証料率	年0.35%～年1.80%(有担保割引適用後) ※会計参与設置会社割引0.1%の適用あり
必要書類	・所定の申込書類一式(登記簿謄本や公図など担保設定に必要な資料を含む)
備考	・本制度は提携保証制度となります。ご利用可能な金融機関については「 提携保証覚書締結金融機関一覧 」をご確認ください。

※上記は制度の概要となります。

保証制度に関する詳細は、保証協会本所または、支所の各担当窓口までご照会ください。